

大災害等ボランティア派遣事業マニュアル

2001年 3月 4日日本医療社会事業協会理事会承認

1、目的

大災害等ボランティア派遣事業要綱を具体化する施行マニュアルを定める。

2、実施責任

本事業の実施責任は会長とする。会長は社会活動部長に救援活動の指示をし、社会活動部長は必要に応じて理事会の承認を得て本事業の指揮をとる。

3、日本協会の任務と活動

1)社会活動部長は、現地の状況を把握し会長に報告する。

2)会長は、社会活動部長の報告を受け、救援活動の要否を判断し社会活動部長に指示する。

3)社会活動部長は、理事と連携をとり、現地対策本部の体制を確立する。現地対策本部長は会長が任命する。

4)活動内容は事業要綱に基づいて行なう。必要に応じて理事会の承認を得るが、緊急に対応する事項については事後承認とすることができる。

* 事業要綱での活動内容は、理事会の承認事項とする。

4、現地対策本部の任務と活動

現地対策本部の活動は、現地の状況把握、支援活動の具体化、会員ボランティアの受け入れ、活動資金の管理、その他、現地の状況に応じて必要と判断した活動とする。

5、大災害等ボランティア活動時の原則

1)現地対策本部からの要請には迅速に対応すること。(即応性)

2)会員ボランティアは現地対策本部の指揮に従い行動する(現地主義)

3)所属機関への公休の要請、ボランティア保険等へ加入する(補償の確保)

6、改廃

マニュアルの改廃は、理事会の承認を得るものとする。

* 大災害等ボランティア派遣事業の機構図

